

2013年2月14日

株式会社コロナ

家庭用ルームエアコンの再商品化等料金(リサイクル料金)改定について

株式会社コロナ(本社:新潟県三条市、社長:内田 力)は、特定家庭用機器再商品化法(以下、家電リサイクル法)に基づき、家庭用ルームエアコンの再商品化等に必要な行為に関する料金(以下、リサイクル料金)を2013年4月1日より改定いたします。

【リサイクル料金改定の内容(1台あたり)】

品 目	改定後	現 行
家庭用ルームエアコン	1, 575円(税込)	2, 100円(税込)

【リサイクル料金改定の背景】

2001年4月に施行された家電リサイクル法は、家電4品目(ルームエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の適正なリサイクル料金設定のもと、年々回収資源の有効利用・再商品化が進められてきました。

家庭用ルームエアコンは、対象4品目の中でも最も効率的に回収が行われており、再商品化率は2011年度では86%に達しております。

今回リサイクル料金においては、リサイクルプラントでの処理の効率化、回収資源の素材市況等から、収支が改善する見通しとなりましたので家電リサイクル法第二十条に基づき家庭用ルームエアコンのリサイクル料金を改定することにいたしました。

今後とも、当社は家電リサイクルにおいて、再商品化率の向上とリサイクル費用の低減をめざし取り組んでまいります。

以 上

本件についてのお問い合わせは下記へお願い致します。

株式会社コロナ 広報室 TEL 0256-32-2111 <http://www.corona.co.jp>